

Topic

団体

遺品整理士養成へ
処理業界に提案

高齢化の進行により、孤立死問題が表面化するとともに、核家族化が進むにつれて遺品の整理を専門業者へ委託する遺族が増加している。その一方で、多種多様な企業が遺品整理業界に参入することで、遺品の整理を受託した業者による不法投棄や不適正処理、あるいは遺族への不当な高額請求などの問題を引き起こしている。

そうした状況を受けて、廃棄物処理法などの法規制に沿った、適切な対応を行うことができる専門家を養成することを目的に、「一般社団法人遺品整理士認定協会」がこのほど発足した。同協会では①「遺品整理士」資格認定による養成、②資格取得者への開業支援、③若者への就労支援、④国や地方自治体などへの働きかけ、などの事業の柱に、資格認定に基づく遺品整理業を推進していく。そして対象業種として特に着目しているのが、廃棄物処理法に基づく実務に精通している処理業界だ。

一般社団法人遺品整理士認定協会

通信制の養成講座で
合格者を資格認定

遺品整理士の養成に当たっては、遺品整理の取り扱い手順や遺品整理に関わる法規制などの知識を正しく身につけてもらう。その上で、「遺品の処理」ではなく、生前使用され、個人の想いのこもった品々の「供養」という観点から、遺品の取り扱い方法について学んでもらう。最終的には「遺品整理士」の資格認定により、遺品整理業に一定のガイドラインを定め、その中で廃棄物やリサイクル品の取り扱いに関する各種法令を遵守するよう指導に務めることで、遺品整理業界の健全化を図るのが目的だ。

具体的な手法として、遺品整理士養成講座を開講し、2カ月間を目安に通信制で指導を行う。この講座は年齢・学歴・資格に関係なく受講することが可能で、受講者は協会から送られてくる教本、DVD、資料集、問題集などの教材を使って必要な知識を習得した後、課題を提出

し、合格すれば認定証書が発行される。受講料は2万5000円、会費（認定料）は5000円に設定している。

資格認定取得者は、遺品整理業に携わる際に新たに独立開業をする場合に、資格を掲げることで一定の知識と技量を証明し、顧客の信頼を得た形で活動できるようにするとしている。

高齢者のみの世帯は
1300万人以上

総務省の統計によると、単身世帯と高齢者世帯を合わせた高齢者のみの世帯は860万世帯以上、人員は1300万人以上に達しており、10・20年先には全人口の1/3にまで膨らむと予想されている。これに伴い、現在でも年間4万人を越えると言われる高齢者の孤独死が大幅に増加していくと見込まれている。

同協会は、こうした状況で近年高まる遺品整理業への需要に対して、確実な対応ができることはもとより、法規制に基づいた法令順守の業務をより行っていくことを活動理念とする。

会長を務めるのは、孤独死とその家族問題を考える会会長の須田威氏。事務所は北海道千歳市内に構える。W